

処方せんの一般名処方加算のご案内

当院では、令和6年11月25日より後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組み等を実施しております。

後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（※一般的な名称により処方箋を発行すること）を行う場合があります。

一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

なお、一般名で処方した場合は、一般名処方加算が処方箋の交付1回につきそれぞれ算定されます。

一般名処方加算 1	10 点	後発医薬品が存在する全ての医薬品が一般名処方されている場合
一般名処方加算 2	8 点	後発医薬品が存在する先発品のうち 1 品目でも一般名処方された場合

※一般名処方とはお薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

一般名処方についてご不明な点がございましたら当院薬剤部スタッフへご相談ください。

ご理解、ご協力をお願いいたします。

医療法人辰星会 枳記念病院

長期収載品の選定療養費について

令和6年の診療報酬改定により、令和6年10月1日から長期収載品（後発医薬品のある先発医薬品）を患者さん自身で希望した場合は選定療養費として自己負担が発生いたします。

【対象】

- 院外処方、院内処方（入院中の患者さんは除く）
- 後発医薬品が市販されて5年以上経過した長期収載品、または後発医薬品への置換え率が50%以上の長期収載品（先発医薬品）

【対象外となる場合】

- 医師が医療上の必要性があると判断して長期収載品を処方した場合
- 在庫状況等により後発医薬品の提供が困難な場合
- バイオ医薬品

【自己負担額】

- 長期収載品の金額と後発医薬品内での最高価格との価格差の4分の1

※選定療養費には別途消費税も必要となります

※選定療養費のお支払いは、院外処方の場合は調剤薬局、院内処方の場合は当院となります。

※国や地方単独の公費負担医療制度（指定難病・重度・ひとり親などの医療費受給者証をお持ちの方）をご利用の場合も負担の対象となります。

ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

令和6年10月1日
医療法人辰星会枳記念病院